		全部	
非鉄金属加工製品	アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金		
	伸銅製品	全部	非鉄金属製品月報（伸銅製品）
	はんだ 銅合金塊	全部	非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）
	アルミニウム粉	全部	アルミニウム月報
	アルミニウム圧延製品	全部	非鉄金属製品月報（アルミニウム圧延製品）
	電線・ケーブル	従事者三十名以上のもの	非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報
	光ファイバ製品	全部	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年三月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

3　経済産業局長及び都道府県知事の保存する調査票（平成三十一年三月分調査から令和二年二月分調査までの調査票に限る。）の保存期間は、当該調査票を受理した日から令和二年三月三十日までとする。

規　則

○国家公安委員会規則第三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百九号）の施行に伴い、運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

国家公安委員会委員長　武田　良太

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身体の障害の程度） **第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の120の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。	（身体の障害の程度） **第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の118の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。

附　則

この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。